

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	マッコーリーキャピタル証券会社 日本における代表者 尾関 正俊
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町4 - 1 ニューオータニガーデンコート
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成26年2月3日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ピクセラ
証券コード	6731
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	マッコリー バンク リミテッド
住所又は本店所在地	オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州2000 シドニー マーティンプレイス 1
事務上の連絡先及び担当者名	マッコリーキャピタル証券会社 コンプライアンス部 藤原 由起江
電話番号	03-3512-7848

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.10
訂正される報告書の報告義務発生日	平成26年1月27日
訂正箇所	変更報告書提出事由

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

1%以上の権利行使及び株券等保有割合が1%以上減少したため

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したため